（参考様式）

令和　　年　　月　　日

江東区長　殿

　　　　　　　　　　　　　　申請者又は受任者（代理人）

氏名

（自署又は記名押印）

木造住宅耐震診断士派遣申請に係る確認書

木造住宅耐震診断士派遣の申請にあたり、以下の事項を確認しました。

（確認した事項□にチェックを入れてください）

1.□　診断の要件について

個人所有かつ、2階建てまたは平屋建てで、以下のいずれかの要件に該当する建物です。

・昭和５６年５月以前に着工された、枠組壁工法または伝統的構法の木造住宅です。

・平成１２年5月以前に着工された、在来軸組構法の木造住宅です。

上記に該当しない建物であることが判明した場合、診断は実施できません。

また、以下に該当する場合も原則として診断できません。事前にご相談ください。

　　　１）３階建て以上の建物

　　　２）混構造（構造体の一部に鉄骨や鉄筋コンクリート等が使用されているもの）の建物

　　　３）上記の要件を満たす木造住宅に要件を満たさない建物が増築等により接続されている建物

2.□　診断する建物の法適合性について

　以下に該当する場合は、診断の要件を満たしていても、木造耐震補強計画、耐震補強工事助成の申請ができません。

・建築確認申請を行わずに建てられた建物

・建築確認申請を行わずに増築された部分があり、当該箇所について法適合性の証明、若しくは是正又は除却ができない場合

・診断実施の際に法不適合箇所の存在が判明し、当該箇所について是正ができない場合

　（例：建ぺい率の超過、敷地が道路に2m以上接していないもの、42条2項道路への突出、など）

3.□　診断する建物の状態、状況について

・天井の仕上げ材や外壁材が崩壊または落下しているなど、建物が危険な状態ではありません。

・建物の内部は片付けられており、診断ができる状況です。または、診断実施日までに片付けます。

（※）診断時は各室内に入り、間取り寸法の計測、床下や天井裏の目視確認もします。

・建物内部は充分な明るさ（照明器具、採光等）が確保されています。

（※）原則、照明等の設置をお願いしています。難しい場合は診断士にご相談ください。